

令和3年12月16日開会

令和3年12月16日閉会

第756回湯川村農業委員会  
定例総会会議録

湯川村農業委員会

## 第756回湯川村農業委員会会議録

第756回湯川村農業委員会定例総会を令和3年12月16日湯川村役場会議室に召集した。

### 1. 出席農業委員（8人）・出席推進委員（7人）

1番	鈴木光雄	2番	小沼幸子
3番	齋藤真助	4番	星正大
5番	鴻巣重人	6番	佐藤敬一
7番	兼子房男	8番	津村榮喜
9番	渡部正美	10番	兼子力
11番	佐藤孝志	13番	武藤喜久子
14番	中島和裕	15番	大場忠重

### 2. 欠席農業委員（0人）・欠席推進委員（1人）

12番 山口栄子

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 坂内真隆 石田弘恵

### 4. 本日の会議の案件

- 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第23号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
- 議案第24号 農用地利用配分計画の決定について（所有権移転）

### 5. 会議の概要

（午前9時開会）

議長 皆さん、おはようございます。12月も残り半月になりました。今年もコロナで始まり、現在はワクチン接種のおかげだと思いますが、かなり感染が減っております、しかし新しいオミクロン株も発生しており、まだ油断できない状況ではありますが、かなり人の移動や忘年会なども再開されるようになって来ました。農業においても、コロナ過の影響で、米をはじめ農産物はダブついている現状であります。これからの方針、戦略を立てていかななくてはならないわけですが、村でも、昨日まで12月定例議会がございましたが、色々な意見が出ておりました。稲作については、米の概算金が大幅引き下げとなったため減収もありますと、今年は、生産費が割るような赤字の経営だと思っております。次年度に向けて、継続出来るように村も、国も県も対策を打ち出しておりますので、皆さんも情報収集、発信をしていただきたいと思います。本日の出席状

況でございますが、農業委員につきましては、欠席の報告は受けておりません。農地利用最適化推進委員については、12番委員から欠席の連絡を受けております。農業委員8名中8名が出席しておりますので本日の会議は成立しております。只今より第756回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3番委員 会期は本日一日限りとしたいと思っております。

議長 只今3番齋藤真助委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということですので、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に2番委員と3番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第22号を朗読。続けて3ページを別紙により説明。整理番号1番について説明いたします。権利の種類につきましては、所有権移転です。申請人の譲渡人は[ ]にあります[ ]、譲受人については、[ ]の[ ]さんです。申請地は[ ]、[ ]、地目は田、面積は3,008㎡です。自小作の別については、自作です。申請内容及び契約内容であります。設定の時期は許可の日、期間は永久、対価につきましては、2,400,000円ということで、両者間で協議決定した価格であり、農業委員会のおっせん価格と同額の10アール当たり800,000円であります。端数切捨としたとのこと。譲受人の農作業従事状況であります。世帯員は、男性1人、女性1人でありまして、お二人とも農業従事者であり譲受人は認定農業者でもあります。譲受人は、高齢であります。近くに住む娘家族や親戚が農業を補助しております。譲受人の経営農地は、自作地41,943㎡、借入地16,191㎡です。今回購入予定の3,008㎡をプラスしまして61,142㎡なり許可基準の下限面積50aを満たしております。申請地の場所は、4ページに案内図を載せておまして、赤色で塗られている部分が申請地になります。黄色で塗られている部分が、譲受人が所有耕作している農地でありまして申請地の隣接農地を所有耕作しております。田植機、コンバイン、トラクター等の機械も所有しており、経営農地すべてを周辺農地と調和して耕作されてお

ります。今回譲渡人は、この農地を平成 27 年に農地中間管理事業の特例事業により購入しており、農地中間管理機構の原則 10 年の耕作期間に満たないため、農地法 3 条での申請に至りました。なお 1 2 月 9 日に上扇田集落担当委員の 7 番委員、14 番委員、そして 2 番委員の 3 名で現地調査を行っております。議案第 22 号の説明は以上です。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議 長 只今の事務局説明に関連して上扇田集落担当委員からの報告をお願いします。14 番委員、お願いします。

14 番委員 別紙農地法第 3 条第 1 項の許可申請に伴う調査報告書、1 から 7 までを朗読して報告した。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

(質疑なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

14 番委員 議案第 22 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第 3 条第 2 項に該当しないので許可したいと思えます。以上です。

議 長 これより、議案第 22 号を採決したいと思えますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 22 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議 長 議案第 22 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 23 号、農用地利用集積計画の決定（利用権設定）について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

(事務局説明)

事務局 それでは、5 ページをお開きください。議案第 23 号、農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を議案書 5 ページにより朗読。6 ページからの案件、新規 9 件、再設定 7 件について説明。最後に農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考える旨を述べた。

議 長 議案第 23 号整理番号 1 番から 6 番につきましては、10 番委員、整理番号 9 番につきましては、3 番委員、整理番号 10 番につきましては、14 番委員が借受人となっております。整理番号 11 番につきましては、2 番委員のご家族が借受人となっている事案でありますので、先行して審議・採決を行いたいと思えますが、ご異議ございませんか。

議 長 ご異議なしと認めます。はじめに 10 番委員には、農業委員会法第 3 1 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、退席をお願いします。

議 長 これより整理番号 1 番から 6 番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議 長 これより整理番号 1 番から 6 番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか  
(意見なし、の声)

議 長 これより議案第 23 号、整理番号 1 番から 6 番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第 23 号、整理番号 1 番から 6 番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 10 番委員の入室を許可します。

議 長 続きまして、3 番委員は、退席をお願いします。

議 長 これより整理番号 9 番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議 長 これより整理番号 9 番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか  
(意見なし、の声)

議 長 これより議案第 23 号、整理番号 9 番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第 23 号、整理番号 1 番から 6 番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 3 番委員の入室を許可します。

議 長 続きまして、14 番委員は、退席をお願いします。

議 長 これより整理番号 10 番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議 長 これより整理番号 10 番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか  
(意見なし、の声)

議 長 これより議案第 23 号、整理番号 10 番の農用地利用集積計画の決定について(利

用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第23号、整理番号10番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 14番委員の入室を許可します。

議 長 続きまして、2番委員は、退席をお願いします。

議 長 これより整理番号11番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議 長 これより整理番号11番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか

(意見なし、の声)

議 長 これより議案第23号、整理番号11番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第23号、整理番号11番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 2番委員の入室を許可します。

議 長 続きまして、議案第23号整理番号1番から6番、整理番号9番から11番以外の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議 長 これより議案第23号整理番号1番から6番、整理番号9番から11番以外に対する質疑に入ります。

3番委員 整理番号7番の借受人についてですが、今年3月に数件の利用権を合意解約された方だと思っておりますが、今回新規で受けて耕作していけるのでしょうか。途中で辞めるようなことになったらどうするのか。

5番委員 本日担当推進委員が欠席しており、担当農業委員である私が報告いたします。推進委員が自宅を訪問し本人と面談しております。結果、親の介護の問題が解決したことにより、自身の体調も良くなった。さらには農業補助者が大特免許を取得しオペレーターとして従事出来るようになったことにより、今回、同集落ということもあり借り受けたいとのことでした。

事務局 借受人は、現在、遊休農地もなく経営農地すべてを耕作しております。また今年、野菜の出荷も意欲的に行っておりましたし、借受人の他に、オペレーターに従事する方も居ることですので、耕作できると考えます。万が一、途中で耕作が出来ない状態になった場合等は、貸付人との相談になりますが、村には、補完できる農業法人もありますのでご理解お願いいたします。

議 長 他にございませんか。

議 長 他になければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか  
13番委員 議案第23号、整理番号1番から6番、整理番号9番から11番以外の農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているため、原案のとおり決定したいと思っております。

議長 これより、議案第23号整理番号1番から6番、整理番号9番から11番以外を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第23号整理番号1番から6番、整理番号9番から11番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第23号整理番号1番から6番、整理番号9番から11番以外の、農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第24号、農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 23ページを朗読した。24ページをお開きください。整理番号1番です。所有権の移転をする者は、                    の                    さんです。所有権の移転を受ける者は、福島県農業振興公社です。所有権を移転する土地は、  、地目が田、面積は2,569㎡です。所有権の移転の内容は、利用目的は水田として利用、所有権の移転時期につきましては、令和3年12月22日、対価は2,055,200円です。10アールに換算しますと80万円となります。対価の支払い方法は、一括で口座振込となります。対価の支払い期限、引き渡しの時期は、いずれも令和4年1月31日となっております。なお、中間管理事業に係る手数料として1パーセントの20,500円が対価から差し引かれて振り込まれることとなります。図面につきましては、27ページに掲載してございまして、赤色で塗られている部分が今回公社に売り渡される農地です。価格は、11月25日に農地利用調整会議を開催し、担当地区委員3番委員、10番委員の立ち合いの元、譲渡人及び福島県振興公社職員2名、購入を希望されている方にお集まりいただき、協議決定した価格でございます。議案第24号の説明は以上です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。ございませんか。

(なし、の声)

議 長 質疑が無ければ、質疑を打ち切りたい思いとます。ご異議ございませんか。  
(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、意見を徴します。

10 番委員 議案第 24 号農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実に相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているので、決定したいと思います。

議 長 これより議案第 24 号農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を採決したいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 24 号、農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を採決いたします。

議 長 議案第 24 号、農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第 7 5 6 回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第 2 2 号 原案のとおり決定

議案第 2 3 号 原案のとおり決定

議案第 2 4 号 原案のとおり決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和 3 年 1 2 月 1 6 日午前 1 0 時 3 7 分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 4 年 1 月 1 8 日

湯川村農業委員会

会 長

2 番 委 員

3 番 委 員